

はじめに（未完成）

船橋市保育のあり方検討委員会では、乳幼児と子育て家庭の支援にかかる市内の実践者や専門家が一堂に会して、保育のあり方に関する議論を集中して行いました。このような機会は船橋市では今までになく、こうした機会が重要であること、今後もこうした情報交換、状況の分析、保育のあり方の議論が必要であることがたびたび語られました。そして、議論の場は市民や関係者の皆さんに広く公開し、そうした中でも委員の皆さんのが議論しやすい環境をつくる工夫もしました。委員の皆さんには、緊張した雰囲気ではありましたが、積極的に意見を発言していただけたことに心から感謝します。

保育のあり方については、立場によって意見が異なります。とりわけ、認可保育所に入園できている人とできていない人、認可保育所を利用しないで幼稚園やその他の施設を利用していぐ人たちとではその立場は大きく異なります。けれども、保育所は児童福祉施設であり、実態として支援をしなければならない子どもや家庭が急増している現状では、市の行政責任としてその役割を果たさねばなりません。

このように、現状認識や課題の抽出において、それぞれの立場の違いが明らかとなり、議論が十分に深められなかつた部分があります。そのため、一次報告書ではこれまでの議論を無理に集約することをせず、論点の記述にとどめました。

特に、幼稚園、認可外保育施設については議論ができておらず、それらの施設から参加した委員が議論の場で違和感を抱いたという気持ちにも応えるため、今後は、幼稚園や認可外保育施設を利用する子ども達への支援を含めた議論が必要です。

委員会での議論を契機とし、公立保育所、私立保育所、幼稚園、認可外保育施設それぞれの施設の実情、特性、制度的背景、課題について相互理解と交流を深め、さらに役割分担や連携について、乳幼児と子育て家庭全体を視野に入れての検討をすべきと考えます。

また、公立保育所と私立保育所は、国の制度の法律による枠組みや実施基準は同じであり、どちらの質が高いという議論はできないし、すべきでもありません。**1**お互いに、限られた情報を基に批判するのではなく、偏見をなくし、船橋市の保育をよりよいものにするために、お互いの力が發揮できる点を生かし、力を合わせていく必要があります。その前提で公立保育所の役割、私立保育所の役割を議論しました。

公立保育所の民営化については、有識者委員からは、民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、新しい保育サービス、新しい保育枠などができるという価値を重視する観点から公立保育所の民営化を進める必要があるという意見が出され、それに対して、**2**他の委員の一部からは民営化という手法自体への疑問や民営化により保育の継続性が断たれることによる子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見がありました。

いずれにしても、**③**~~船橋市ではこれまでに経験したことがないことであり、議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうこと~~、本委員会は市への考え方を提案する役割があり、決を採るという権限を持つものではないことから、この論点については、協議の方々の方向を報告すると同時に、賛否意見の特徴的なものを記すことにしました。

また、**④**~~民営化の移行期における様々な配慮は不可欠ですが、民営化に反対する立場からは、民営化ありきの「配慮」について記載すべきではない~~という意見が出され、**移行期の配慮についての具体的な議論には至っておりません。**しかし、民営化については行政が最終判断をすることであり、~~他の自治体で行われた、十分な配慮がなされない民営化の事例を参考にすることで、判断がゆがむ恐れがあることから、~~会としては十分な配慮の必要性に言及しておきます。

本報告書では、最初に、船橋市の子育ち・子育て環境の変化を踏まえた、これから保育のあり方について、市から検討を求められた3つの論点につき報告します。

次に、検討に当たり、委員として参加されている子育て支援関係者や保護者の相互理解を深め、議論を進めやすくするために、まず、委員全員からの報告を受ける中から、船橋市の保育の現状や課題を明らかにしました。それを基に、3つの論点を意識しながらも、これから保育のあり方を実現するのに必要と思われる5つの視点から議論を行いました。それを提言としてまとめています。

委員の皆さんには、隔週半日という過密なスケジュールであったにもかかわらず、本務を調整して熱心に参加され、意見交換をしてくださいました。

この報告書を参考にして、市として、すべての子ども達の育ちを見守り、支えるために、提言を見据えた施策の決断と、それに基づいた展開を望みます。

平成22年8月 日

船橋市保育のあり方検討委員会

会長 森田 明美（東洋大学社会学部教授）

船橋市保育のあり方検討委員会一次報告書

I 市より検討を求められた論点について

1. 公立保育所、私立保育所の役割

保育のあり方検討委員会では、市内の乳幼児期の保育や教育、子育て支援に関わる実践者の代表や専門家が一堂に会して、保育のあり方に関する議論を行い、支援の現状や課題の認識、抽出においてそれぞれの立場の違いが明らかになった。そのような中で公・私立保育所の役割について議論を始めた。

⑤公立保育所と私立保育所は、国の制度や法律による枠組みや実施基準が同じであり、どちらの質が高いという議論はできないし、すべきでもない。保育所はその運営主体にかかわらず、子ども達の健全な心身の発達を図る児童福祉施設として、保育所保育指針に基づき、その役割を十分に果たすことが求められる。

船橋市においては、これまで公立保育所と私立保育所がともに、認可保育所の役割を担ってきた経緯があり、これからも、地域の子どもや子育て家庭が求める保育サービスの提供に、一体となって取り組んでいく必要がある。

だが、公立と私立は運営主体が異なっており、それが保育を行う際の特徴につながっている。市内に保育所の利用を希望するが入所できない待機児童や、児童福祉の観点から多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている現状では、こうした特徴を生かした保育所の役割分担と協働を考えることが重要である。

⑥公立保育所は、公的機関とのネットワークを持つという「公」の特性を發揮させ、例えばそのいくつかを地域の拠点として配置し、引き続き対応が困難な子どもや家庭への直接支援を行うとともに、又は地域の様々な保育機関が行う支援に対して連携し援助するといった役割を担うことが求められる。

私立保育所は、地域に根ざしてそれぞれの理念に基づいて特色ある保育を実践し、また、保護者のニーズに対応する休日保育や一時保育に取り組んできている。今後も公立保育所と連携しながら、市の保育課題を実現するために、地域の子どもや子育て家庭が必要とする認可保育所の役割を柔軟にかつ機敏に担っていくとともに、とりわけ一時保育（預かり）の拡充が望まれる。

なお、今後は公・私立保育所だけではなく、⑦多様な保育サービスの一翼を担う認可外保育施設や幼稚園等を含めて、施設間の相互理解と交流を活発に行い、保育の質の担保に努めるとともに、地域の子ども達や家庭を支えていく必要がある。

2. 保育の質の向上

保育は子どもの健やかな成長発達と保護者の生活の双方の支援を実現するものであることを考えると、保育の質の多面的な検討が求められる。とりわけ保育は保育の環境として、園舎等のハードの設備も重要であるが、直接保育にかかわる保育士や子どもの集団なども大きく影響する。

そうした意味で、保育の質の向上のためには、保育士等の専門性の確保といった人的な環境整備と、建物などの環境整備が必要である。認可保育所ではいずれも国の最低基準を順守しているものの、入所定員の円滑化により保育所定員の最大 125 パーセントまでの入所受入れを行っており、保育内容においても施設面においても余裕がない。また、市の財政状況が厳しい中、**⑧**公立保育所では、責任体制を考えたときに保育士の正規職員比率の低下をどこまで許容できるのかといった指摘や、耐震強度の不足による建替えなどの課題があり、人材や予算の有効的な活用や質を担保する方法を考える必要がある。

そのためには、**⑨**例えは市内の保育の環境整備と実践のためのガイドラインづくりや、それを実現するための研修や指導支援の整備といった保育の質の担保の方策と、事業の質的評価が必要である。こうしたことを実現するためには、地域の保育所、幼稚園や認可外保育施設等の保育者が行政を含めて連携し、研修や情報交換などを行うことが望まれる。

3. 公立保育所の民営化

保育所入所希望者の量的な拡大とサービス内容の拡充は、都市部の多くの自治体の課題である。また、保育所の整備や運営に対する国の補助制度が運営主体により異なる形に変更され、公務員定数の削減が進む中で、いくつかの自治体が財政の効率化や職員削減策の一つとして、公立保育所の運営主体を市から社会福祉法人などに変更する民営化を進めてきた。

これまで、船橋市は公立保育所と私立保育所で保育行政を担うという方法で進め、民営化という形で、従来市が運営してきた保育所の運営者を切り替え、法人の運営による保育所することはしてこなかった。

市では、これまで保育需要の増大や保育サービスの多様化などに対応するため、必要な予算の獲得に努めており、保育に要する経費は、平成 22 年度当初予算で年間 110 億円の規模となった。しかしながら保育需要は予測を超えた伸びをみせており、待機児童は平成 22 年 7 月現在で 666 人と依然増加を続けている。しかもその対象は 0 ~ 2 歳児が 8 割強を占める。在宅で子育てをしている家庭において、母親の早期からの就労への復帰のみならず、育児不安の高まりや、子育てで緊張が強まる中で、子どもと少しは離れたいという気持ちを持つ母親が増えてきていることが指摘されている。また、障害児や発達支援児のいる家庭においても就労のための保育が必要となることが増えている。

保育行政においては、最重要課題である待機児童対策のほかにも、地域における子育て支援及び要保護・要支援の子どもや子育て家庭への支援など、保育の量は急増し、また、求められる保育サービスの種類は多様化している。

市として取り組むべきこうした課題に的確に対応していくためには、国の補助制度を有効に活用しつつ、限りある人材・予算を効率的に配分する必要がある。そのため、船橋市では、市の財源中心で運営してきた公立保育所を、国費の投入が可能となる法人の運営に移行する、すなわち民営化という方策を議論することは避けて通ることはできないという認識から、協議を行った。

有識者委員の意見は、**⑩**待機児童対策や子育て支援策等への要望が今後ますます高くなると予想される中、民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、新しい保育サービス、新しい保育枠などができるという価値を重視する観点から公立保育所の民営化を進める必

要があるというものであり、それに対して、**11**他の委員の一部からは民営化という手法自体への疑問や民営化により保育の継続性が断たれることによる子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見が出された。

だが、公立保育所の民営化は、船橋市ではこれまでに経験したことがないことであり、**12**議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうことから、結論を出すということまではできなかった。

なお、**13**仮に民営化するのであれば、利用者の理解を得るためにも、民営化の手法について検証し、問題点の洗い出しにより、よりよい方法を考え、利用者に十分に説明することが必要であるとともに、民営化の移行期の児童への配慮及び移行後の事業の質的評価のシステムづくりが不可欠である。特に、民営化の移行期や移行後は、司法の場での事例を含め、先行自治体の課題や配慮点を確認し、丁寧に対応することが求められる。

公立保育所の民営化について、具体的に進めるべきであるという意見、反対する意見をまとめると以下のようになる。

◇ 賛成意見

- ・公立保育所は私立保育所より格段にコストがかかっている。保育所の待機児童対策、地域における子育て支援及び要保護・要支援の子どもや子育て家庭への支援に対して、限られた予算の中で重点的、効率的に対応するために、公立保育所を一部民営化すべきである。
- ・就学前児童のうち8割近くを占める保育所に入所していない子ども達に対しても、市の限られた人材・予算を振り向けるべきである。
- ・耐震整備や老朽化による建替えを公設で行うと全額市負担であるが、民設で行うと国の補助が得られる。
- ・公立保育所の正規職員比率は低下している。公立保育所の民営化により正規職員を再配置することで、責任を持った保育体制の維持を図ることも検討すべきである。
- ・発達支援保育が主に公立保育所で行われているという現状はあるが、私立保育所に対する補助制度を検討するなどにより、私立保育所でも実施は十分可能ではないか。
- ・**14**民営化について、子どもへの影響があると決めつけることはできないし、司法の場や先行自治体の事例等を参考にして十分に配慮することにより、影響を抑え、保育の質を担保することができるのではないか。
- ・**15**地域的にも設置が限られている公立保育所に入所できる家庭だけに市の財政が投入されている現状は、市民の間でも不満となってきている現実がある。

◇ 反対意見

- ・**16**民営化にあたり、保育の質を担保するために、仮に保育士の経験年数を条件に入れるとすれば、民営化により財政効果が出るのかどうか、検証が必要である。また、民営化という手法そのものの検証が不足している。
- ・**17**財政効果のためだけに、子どもへの影響が懸念される民営化を行うことに疑問がある。自治体財政の効率化や職員削減策の手法として民営化を行うことで、保育の質は担保できないのではないか。

- ・**18**発達支援児の待機児童がいる中、公立保育所が主に担っている発達支援保育の実施施設を減らさないため、公立保育所を減らすべきではない。
- ・**19**民営化は、~~移行期において継続性が断ち切られるので、保育の質が担保できないのではないか。~~保育の継続性が断ち切られ子どもへの影響が大きい。民営化することにより保育の質が向上するとは考えられない。
- ・保育所利用者には、**20**保育所の選択権が司法の場で認められ、入園してから卒園まで、同じ保育所で保育を受けるという期待があるため、それを強制的に中断することは、行政訴訟の対象になる。
- ・民営化をしなくても、定年退職等により職員が入れ替われば人件費が抑制されるし、また、民営化により公立保育所の正規職員比率が上がることで、運営経費の面で公私間格差が広がるのではないか。
- ・**21**早急に民営化の議論をするよりも、現状の公立保育所の効率化を図る。
- ・**22**民営化しなくても人件費、保護者家庭の負担額等を見直す。

II 保育のあり方に関する提言

委員会で市から検討を求められた3つの論点について議論を深める前提として、子ども達の置かれた現状と課題を明らかにした上で、保育所の待機児童対策をはじめとする5つの視点から議論を行ったので、その結果を提言することにした。

「保育」というと、保育所入所児童だけに目が向きがちであるが、実は、就学前児童の半数近くが保育所以外の場所で育っている。そして、特に保育所にも幼稚園にも通っていない家庭で、育児の疲れや不安が高まっているとの指摘もある。市は保育所に入所していない子どもやその家庭にも、もっと目を向けるべきであり、それが行政の責任であるとも言える。市としてすべての子ども達の育ちや家庭を見守り、支えるために、提言を見据えた施策の展開を望む。

[23] 市の財政状況が厳しい中で施策を展開するため、~~公立保育所の民営化にかかる意見も参考にして~~、限られた予算、限られた人材をどのように配分するか、検討していただきたい。

1. 保育所に入所を希望しているが入所できない待機児童への効率的な対応

◇ 提言 ◇

- <1> 保育所待機児童への効率的な対応
- <2> 一時保育制度の見直し
- <3> 家庭での子育ての支援

<1> 保育所待機児童への効率的な対応

待機児童への対応は、保育行政における市の責任であるが、保育所定員増を図っていても、待機児童数は増加傾向にある。特に0～2歳児の待機児童が多く、育児休業を取れる職場に勤務する人の中で、育児休業からの職場復帰の前倒しや、0歳で育児休業を1回延期して1歳で認可外保育施設に入れて復帰するということが起きている。また、待機児童が多い中、求職による保育所入所が難しくなっている。今後も、こうした分析結果を踏まえ、認可保育所の定員増を図るとともに、認可外保育施設や幼稚園をはじめとするその他の施設なども視野に入れた、さらなる対応について検討する。

○委員意見

- ・市は、保育所入所希望者全員を保育する責任があり、待機児童がいる状況では、責任を果たしたと言えない。
 - ・財源に限りがあるため、金銭給付とサービス給付のバランスを図りながら、保育所の質と量を確保しなければならない。そのためには、公立保育所の民営化も選択肢の一つである。
 - ・認可保育所の新設にあたり、設置数の公私比率を変えないように、公立保育所も新設する。
(反対) 現状では、公立保育所という箱モノを増やすことに市民の了解が得られない。
 - ・保育所の0～2歳児枠の拡大のため、乳児保育所設置や年齢別定員構成の見直しを検討する。
- (意見) 3歳以降の行き場を考える必要がある。
- (関連) 鉄道沿線の幼稚園では、待機児童が出ている。

- ・**24** 幼稚園の預かり保育の充実により、待機児童の一部は解消するのではないか。や幼稚園就園助成金の増額により、保育所に在籍している3～5歳の児童の一部が幼稚園に就園することが可能になり、0～2歳の保育所待機児童の解消になる。
- ・幼稚園の預かり保育は、特に長期休暇中、幼稚園経営者にとって人件費の負担が重いので、費用のあり方を検討してほしい。
- ・認可外保育施設が待機児童の受け皿としても機能しているので、通園児補助の拡大や施設への補助を検討したらどうか。
- ・保育所の0～2歳児の拡大を公立で担うのは財政状況からは難しく、質が十分保たれるのであれば、民営化という方向性を考えていくべきである。
- ・保育の質の低下につながるのであれば、保育所運営コストの節約によって保育の量を確保するのは、認めがたい。
- ・**25** 保育所の入所円滑化（最大125パーセントまでの入所）による待機児童の解消は限界がある。待機児童の解消には、保育所の増設が不可欠である。

<2> 一時保育制度の見直し

育児休業制度、短時間勤務制度等を活用した働き方や求職活動での利用がしやすいように、一時保育実施施設を増やすとともに、利用日数の拡大、求職利用枠の設置など、制度の見直しを図る。

○委員意見

- ・一時保育の事業評価を行い、利用しやすさを点検する必要がある。

<3> 家庭での子育ての支援

地域社会とのかかわりの希薄化、家族状況の複雑化、父親の長時間労働などにより、孤独な子育てを強いられ、育児不安が生じている母親が多く見受けられる。その中には、子どもを自分の手で育てたいとは思っているが、**26** ときには子どもと離れたいという気持ちから就労し、保育所入所を望む人もいる。保育所の地域の子育て支援策を推進するとともに、一時保育の充実などにより「家庭での子育て」を支援することが必要である。

○委員意見

- ・子どもから離れたいから保育所入所を希望するというニーズもあるので、待機児童対策として保育所の地域の子育て支援策も考える。
- ・**27** 中学校区に1か所の利用しやすいように各地域での一時保育を望む。

<その他の委員意見>

- ・多様な働き方と今の保育制度が合わなくなってきており、ワーク・ライフ・バランスが実現できていないため、様々な利用形態で保育の枠をシェアする方法を考えられないか。
(反対) 保育所は毎日通園することで小学校までの基礎を培う発達保障をする場である。
(上記に反対) 毎日通園を原則としなくても子どもの成長発達を保障することはできる。

2. 地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族（特に3歳未満児親子）への支援のあり方

◇ 提言 ◇

- <1> 保育所の機能強化
- <2> 子育て支援ネットワークの構築
- <3> 身近な相談体制の整備

<1> 保育所の機能強化

家庭環境等の変化等により、未就園児の母親は子どもの育ちに不安を感じがちであるため、保育所の園庭開放、地域交流の充実を図り、保育所を身近な育児相談の場として機能させる。また、少しの時間でも子どもと離れたいという気持ちに対応し、一時保育を使いややすくして各地域で実施する。

○委員意見

- ・保育所の一時保育や園庭開放の場などを、身近な育児相談の場として利用する。

<2> 子育て支援ネットワークの構築

子育て支援センターや児童ホーム、保育所の地域交流は、在宅の乳幼児と親が利用し、地域の親子が集う場となっているが、子育て支援施設の機能、施設やその立地条件が必ずしも親のニーズに対応しきれているとは限らず、地域によっては未就園児へのサポートが十分とは言えない。子育て支援施設を有機的に連携させ、役割を調整することが必要である。

○委員意見

- ・各子育て支援施設が有機的に連携し、地域とネットワークを組むことで、きめ細やかな支援ができる。
- ・相談事業や健康診査に来られない家庭と支援をつなぐ、コーディネーターが必要である。

<3> 身近な相談体制の整備

総合相談窓口といったワンストップの相談はわかりやすいが、その窓口の存在を認識できなかつたり、そこにたどり着けない人もいるため、身近な相談・支援体制が求められる。

○委員意見

- ・子育て支援センター、児童ホームや保育所等の子育て支援施設を利用していない子育て中の家庭の中には、問題を抱えており支援が必要な家庭がある。
- ・子育て支援施設を利用している家庭で、問題を抱えつつもそれを意識していない家庭もあるため、職員が問題発見の力を持つことが必要である。

<その他の委員意見>

- ・育児相談に加えて、子どもの自由な遊びや育ちを支援する場所がほしい。
- ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

3. 保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制

◇ 提言 ◇

- < 1 > 要保護・要支援児童や家庭の支援の充実
- < 2 > 障害児・発達支援児支援の充実
- < 3 > 児童虐待対策の強化

< 1 > 要保護・要支援児童や家庭の支援の充実

生活保護世帯、児童虐待家庭、障害児、ひとり親、外国人など、保護や支援を必要とする子どもや家庭に対して様々な支援がなされているが、生活の中での具体的な支援は、保育所をはじめとする地域の子育て支援施設が機能しないと難しい。既に保育所では保護や支援の必要な多くの子どもを受け入れ、職員は親の悩みを受け止め、見守りや、ときには支援をしている。既存の子育て支援施設と人材、積み重ねられた経験を有効活用し、地域における要保護・要支援状態からの回復と予防のための仕組みを検討する。

○委員意見

- ・要保護・要支援児童や家庭の支援では、各機関が連携し、段階を分けて、初期相談・発見、コーディネート、その後の専門的ケアのシステムを考えるべきであり、発見や初期ケアには民生委員等の地域や保健師の力を借りる。
- ・各子育て支援施設が連携し、地域とネットワークを組むことで、子どもにしっかりと目が届き、早期発見や予防を行うことができる。
- ・訪問により在宅子育て家庭の子どもの育ちを見守り、支援するシステムをつくれないか。
- ・保育所に子どもや家庭への専門的支援を行う子育てコーディネーターを置けないか。
- ・保育所保育士は、子どもの保育だけではなく、親や家庭の支援を行う必要もある。
- ・一時保育制度の再検討により、救済や支援の仕組みがつくれないか。

< 2 > 障害児・発達支援児支援の充実

障害児を持つ家庭には、療育施設での療育のほか、療育施設への単独通園、リフレッシュのための一時保育、就労のための保育所入所等のニーズがある。そのため、保育所の障害児受け入れ枠の拡大と内容の充実などを検討する必要がある。

○委員意見

- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所や幼稚園では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができる。
- ・母子分離したくて、保育所に入れるために求職する人もいる。
- ・発達支援児を施設に入れるだけではなく、0～3歳では保育士や保健師などによる訪問支援をし、それから受け入れ先を選ぶという機能があつてもいいのではないか。
- ・**28**入所途中で要支援と判定された幼児や、要支援の乳児、重い食物アレルギーを持つ子どもなど、公立保育園への転入を希望し、場合によっては待機している事例が見受けられる。

< 3 > 児童虐待対策の強化

子育て支援施設は、児童虐待の早期発見の場として重要である。そのため、保育所をはじめとする子育て支援施設職員を対象に、**29**児童虐待早期発見の技術向上のための研修や、予防・回復のための方法についての子育て支援施設全体でのケースカンファレンスなどを行うべきである。また、**30**虐待に対する地域での見守りや支援の体制が必要である。

○委員意見

- ・家庭児童相談室相談員が訪問して、1対1でかかるだけでは、虐待傾向の程度の把握が十分にできないし、経過が長くなる。
- ・子育て不安や虐待をするのではないかというおそれを感じている親を対象に、児童虐待の発生予防、発見、対応・リハビリ、次世代の発生予防の機能を持つ「親支援グループミーティング」を導入できないか。
- ・**31**虐待に対する地域の関心を高めて、ためらわずに虐待通報できる体制をつくるための、普及・啓発活動が必要ではないか。

< その他の委員意見 >

- ・ひとり親や外国籍の家庭の中でも、特に未就園児の家庭が孤立しているため、交流会があるといい。
- ・**32**外国籍の家庭への支援の一つとして、保育所等の文書の翻訳をボランティア組織に委託することでききないか。
- ・**33**国の補助等を活用して、虐待防止、在宅子育て支援、保育所の地域交流事業等を考えることはでききないか。

4. 保育施設など子育て支援施設の役割分担と連携

◇ 提言 ◇

- < 1 > 子育て支援施設などの適切な役割分担
- < 2 > 子育て支援施設などの連携の強化
- < 3 > 保育施設の交流の促進

< 1 > 子育て支援施設などの適切な役割分担

多様な子育て支援ニーズに対応し、地域で子どもと家庭を支えるためには、公・私立保育所、幼稚園、児童ホーム、子育て支援センターなど関係機関が適切に役割分担しなければならない。特に、公立保育所及び私立保育所は、それぞれの特性を活かして充実を図ることが望まれる。

公立保育所は、家族的な課題を抱え支援を必要とする子どもと家庭の情報を共有し、地域での有効な支援を多様な行政機関との連携の中で行うことや、そうした支援を地域の民間施設、N P Oや市民など、様々な子育て支援施設や人々のネットワークによって展開させるために、その地域での支援の拠点の役割を果たすことが求められる。

○委員意見

- ・民間にできることは民間で、民間でできないことをやるのが国及び地方公共団体である。

- ・公立保育所は、関係機関のパイプ役、地域の子育て支援の核として包括的な役割を担えな
いか。
- ・公立保育所を地域の子育て支援センターと位置付け、研修や情報交換などを行えないか。
- ・公立保育所の地域交流の場を利用して、社会に適応することが困難な面を持つ子どもと親
のための教室を行えないか。
- ・公立保育所では、発達支援保育の充実を図るべきではないか。
- ・公立保育所が子育ての拠点としての機能を持ったり、発達支援保育の充実を図るためにには、
新しい課題を担う保育士をどう確保していくかを考えなければならない。
- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所では難しい面があ
るが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができる
ところがある。
- ・公立保育所で緊急的な一時保育を担えないか。
- ・私立保育所を新設するときには、地域のバランスを考えて一時保育を行えないか。
- ・児童ホームの0～2歳児対象事業において、母親が気軽に相談できるように専門職を関与
させるべきではないか。
- ・ファミリー・サポート・センター（一時的な預かり援助）で、病児保育やショートステイ
を行う可能性もあるのではないか。
- ・**34**例えば、委託や保育士の派遣により、単発的に利用できる一時保育実施施設として、児
童ホームや公民館を機能させることはできないか。

<2> 子育て支援施設などの連携の強化

地域には様々な子育て支援施設があるが、施設の事業が重複するなど、連携が不十分な例がある。一方、職員が他の施設の情報を把握することで、必要な人に必要な情報が届くという例もある。

地域の子育て支援関係者が船橋の子育てについて話し、情報交換、問題共有できる機会をつくることで、地域に合った支援体制を整える。また、施設により専門性が異なるが、その専門性をうまく連携させることで、さらに市民のニーズに応えることが期待できる。

○委員意見

- ・家庭に合ったソフトを提供できるように、すべての機関の職員が、子育て支援に関する情
報を共通に認知し、それをコーディネートすることが必要である。
- ・子育て支援にかかわる各課が情報を共有するために連携する。
- ・保育所の専門職が児童ホーム、公民館等に出向いて育児講座等を行うこともできるのでは
ないか。
- ・公立保育所の資源、情報やマンパワーを地域で共有できないか。
- ・例えば、保育所を利用していなくて、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査を受けてい
ないような子ども達に対し、保健部門と福祉部門が連携してかかわることが必要なのでは
ないか。

< 3 > 保育施設の交流の促進

船橋市全体の保育を考えるのであれば、保育所だけではなく幼稚園、認可外保育施設などが一堂に会し、交流することも必要である。各施設の経験や実績を共有し、研修や情報交換することで、船橋市全体の保育の質の向上を図ることが望ましい。

○委員意見

- ・公立保育所を地域の子育て支援センターとして位置付けるのであれば、そこに地域の保育者が集まって研修や情報交換などをできないか。
- ・幼稚園、保育所の交流又は幼稚園、小学校、保育所の連携が必要である。

5. 既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保

◇ 提言 ◇

< 1 > 公立保育所の耐震対策

< 2 > 保育の環境整備

< 3 > 保育の質の担保

< 1 > 公立保育所の耐震対策

公立保育所の耐震対策は大きな課題で、保育サービスを低下させないでこれを行うのは財政的にも大きな負担を伴う。計画的かつ確実に行う必要があり、民設で建て替えることで国の補助が得られる現状を踏まえ、十分に検討すべきである。

○委員意見

- ・建替えを民設で行えば国の補助が得られるので、そのメリットを活かすのが市民のためにもある。

(反対)

- ・公立保育所を民営化して耐震化をしなければならないほど財政がひっ迫しているのか。
- ・発達支援児を多く受け入れている公立保育所の耐震建替えは、公設公営で行うべきではないか。
- ・**35 本来、耐震対策は早急に行うべきものであり、民営化とセットで考えなければならない理由はなく、民営化の議論によって遅れることがあってはならない。**

- ・公立保育所の耐震建替え時には、一時保育室の併設が望ましい。
- ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

< 2 > 保育の環境整備

私立保育所と公立保育所では、人件費や職員配置等に差があり、それが、例えば私立保育所で発達支援保育が十分にできることにもつながっている。発達支援保育に要する費用など、私立保育所の補助制度のあり方を検討する必要がある。

○委員意見

- ・国の最低基準に栄養士の配置がないので、私立保育所では栄養士配置の財源の裏付けがない。
- ・私立保育所への補助金の充実により、公私間格差を是正すべきではないか。
- ・私立保育所では、看護師の配置に対する補助が限定的なので、公立同様に正規雇用の財源が確保できるとよい。
- ・認可外保育施設への補助制度の整備を検討すべきである。

< 3 > 保育の質の担保

I の「2. 保育の質の向上」でも触れたように、保育所入所定員の円滑化（最大 125 パーセントまでの入所）や、公立保育所においては保育士の正規職員比率の低下により、保育の質が担保できるのかという指摘がある。

そのような現状の中で保育の質を担保するためには、例えば保育のガイドラインなどの方策と、事業の質的評価が必要である。また、地域の保育の連携が望まれる。

○委員意見

- ・保育の質と保育のサービスの種類は同義ではないので分けて考えるべきである。
- ・行政、保護者、保育者等すべての人が少しづつ持ち出して、質の良い保育を維持してほしい。
- ・公立保育所での完全給食、栄養士・看護師の全保育所配置、加配保育士の制度の維持が望まれる。
- ・保育士の仕事はコミュニケーションを媒体とした発達の保障であり、また、発達を促す遊びの工夫などには、継続性と保育士としての経験年数が重要と考える。
- ・公立保育所は正規職員割合が低下し、臨時職員がクラスに入っているが、質の高いサービスを提供できているのか、また、責任体制を考えたときに許容できるのか。
(反対) 臨時職員が増えているが、研修や公開保育の実施により質は低下していない。
(関連) 公立保育所では正規職員と臨時職員の職務に違いがあるので、正規職員が少ないことによる負担感は確かにある。
- ・子どもの発達を促すためには、先を見通す保育が必要なため保育士の経験年数が重要であり、責任ある保育体制を維持するためには、正規職員の比率を高める必要があるのではないか。
- ・保育所の役割が広がるのであれば、保育士の専門性を向上させるとともに、そうした人材を確保していく策を検討する必要がある。
- ・保育所、幼稚園、認可外保育施設を含めて、病気、アレルギー又は障害を持つ子どもに対応できるような保育の質が求められる。
- ・**36 保育の質の担保のためには、入所円滑化（最大 125 パーセントまでの入所）の解消と、保育の継続性、責任ある保育体制を維持するために正規職員比率を高める必要がある。**

【資料編】

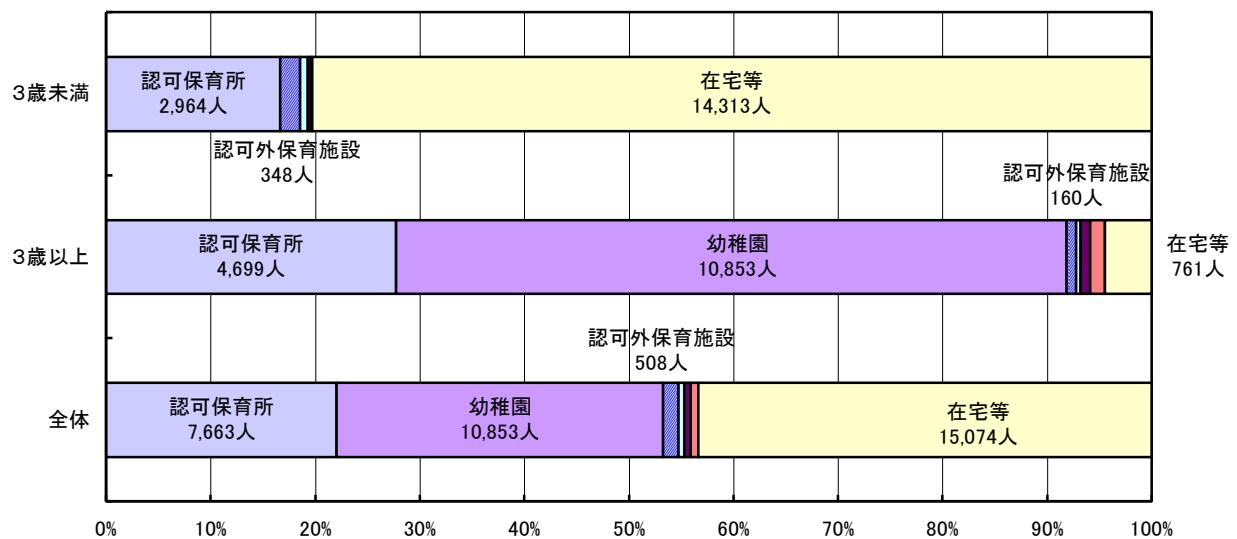
船橋市の就学前児童の状況は、表1のとおりです。3歳未満の児童のおよそ80%が保育所や幼稚園などのいずれの施設にも通っていないと考えられます。

表1 『就学前児童の状況』

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
住民基本台帳人口(H22.4.1)	5,830	5,860	5,829	5,661	5,513	5,553	34,246
外国人登録人口(H22.4.1)	98	92	116	88	62	56	512
人口 計	5,928	5,952	5,945	5,749	5,575	5,609	34,758
認可保育所(H22.4.1)	499	1,135	1,330	1,561	1,569	1,569	7,663
対年齢人口(%)	8.4%	19.1%	22.4%	27.2%	28.1%	28.0%	22.0%
幼稚園(H21 私立幼稚園就園児補助金実績)	0	0	0	3,325	3,755	3,773	10,853
対年齢人口(%)	0.0%	0.0%	0.0%	57.8%	67.4%	67.3%	31.2%
認可外保育施設(H21.10.1)	43	152	153	81	40	39	508
対年齢人口(%)	0.7%	2.6%	2.6%	1.4%	0.7%	0.7%	1.5%
事業所内保育施設(H21.10.1)	24	45	59	39	16	15	198
対年齢人口(%)	0.4%	0.8%	1.0%	0.7%	0.3%	0.3%	0.6%
知的障害児通園施設・児童デイサービス(H22.4.1)	2	10	38	68	43	42	203
対年齢人口割合(%)	0.0%	0.2%	0.6%	1.2%	0.8%	0.7%	0.6%
認可外教育施設(H22.5 調べ)	0	0	22	85	60	92	259
対年齢人口割合(%)	0.0%	0.0%	0.4%	1.5%	1.1%	1.6%	0.7%
差引(在宅等)	5,360	4,610	4,343	590	92	79	15,074
対年齢人口(%)	90.4%	77.5%	73.1%	10.3%	1.7%	1.4%	43.4%
保育所待機児童(H22.4.1)	64	244	117	56	16	10	507
対年齢人口(%)	1.1%	4.1%	2.0%	1.0%	0.3%	0.2%	1.5%

※待機児童数は、市内認可保育所への入所を希望し、待機となっている児童数



(参考)平成 21 年度就学前児童の状況 全国平均との比較

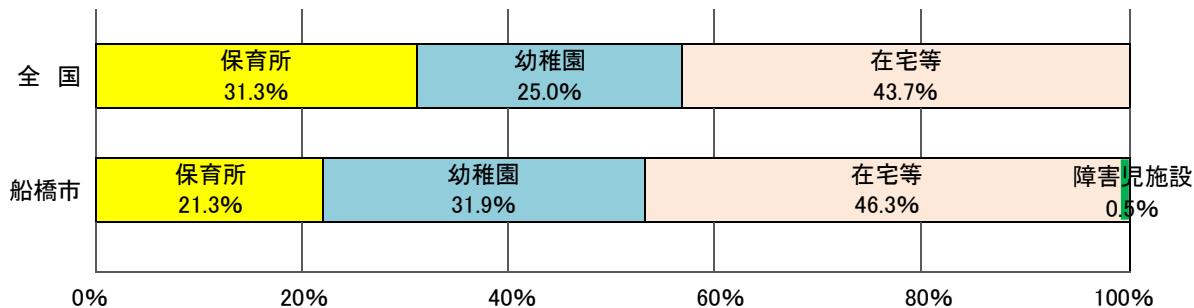


表2 〈人口の状況〉

(単位:人)

	昭和 50 年	60 年	平成2年	7年	12 年	17 年	21 年	25 年	30 年
総人口	423,101	506,966	533,270	540,817	550,074	569,835	602,301	602,794	609,409
0~14 歳	119,812	115,171	92,939	77,323	73,692	75,727	82,420	78,736	70,508
15~64 歳	285,646	361,452	400,066	411,806	406,000	396,428	407,108	393,123	389,875
65 歳以上	17,454	30,329	38,717	50,554	69,290	93,543	112,773	130,935	149,026
0~14 歳	28.3%	22.7%	17.4%	14.3%	13.4%	13.3%	13.7%	13.1%	11.6%
15~64 歳	67.5%	71.3%	75.0%	76.1%	73.8%	69.6%	67.6%	65.2%	64.0%
65 歳以上	4.1%	6.0%	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	18.7%	21.7%	24.5%

※資料:国勢調査。ただし、平成 21 年は住民基本台帳及び外国人登録台帳(4月1日現在)による。

平成 25 年、30 年は推計(平成 20 年 4 月実施。常住人口基準)

平成 22 年 4 月 1 日現在、市内の保育所は公立 27 か所、私立 34 か所(分園 3 か所)で、入所定員は 7,044 人です。入所児童数は 7,663 人で、年齢別でみると 3 歳未満児は 38.7%、3 歳以上児が 61.3% となっています。

船橋市では、近年、大規模マンション開発や宅地造成による人口増加傾向が続いており、保育の必要な児童は年々増加しています(表 3)。待機児童対策として、入所定員の円滑化により保育所定員の最大 125 パーセントまでの入所受入れを行うほか、民間保育所・分園の設置促進や市有地を活用した民間保育所の誘致、既存施設の増築による定員拡大などに取り組み、平成 12 年度から 22 年 4 月までの間に 1,724 人の定員増を行いました(表 4)。

しかしながら、待機児童数は、22 年 4 月に 507 人となり、特に船橋駅周辺や前原周辺、また西船・行田周辺でも多くなっています。

待機児童を年齢別で見ると、3 歳未満児(0~2 歳)が約 84 パーセントを占め、産休明け、育児休業明けで子どもを預けることが難しい実態が伺えます(表 5)。また、待機児童のうち、ひとり親家庭の児童が 10% 弱を占めています。

市では、公立保育所の運営や整備に国からの特定財源が見込めないことから、民設民営による民間保育所の開設を進め、増加する保育需要に対応しています。

表3 『保育需要の推移』 * 保育需要=要保育児童数=入所児童数+待機児童数(各年4月)

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
未就学児童数(住基人口)	31,838	32,317	32,671	32,535	32,476	32,668	33,219	33,525	34,246
前年度比増減(人)	631	479	354	-136	-59	192	551	306	721
保育需要(要保育児童数)	5,608	6,055	6,466	6,657	6,843	6,985	7,383	7,566	8,170
入所児童数(人)	5,562	5,895	6,274	6,413	6,584	6,779	7,008	7,186	7,663
待機児童数(人)	46	160	192	244	259	206	375	380	507
未就学児童数に占める 保育需要(%)	17.6	18.7	19.8	20.5	21.1	21.4	22.2	22.6	23.9
前年度比増減(ポイント)	1.2	1.1	1.1	0.7	0.6	0.3	0.8	0.4	1.3
内3歳未満児保育需要(%)	11.9	13.0	13.7	14.4	14.8	15.6	17.1	17.6	19.3
前年度比増減(ポイント)	1.1	1.1	0.7	0.7	0.4	0.8	1.5	0.5	1.7

※待機児童数は、市内認可保育所への入所を希望し、待機となっている児童数

表4 『保育所定員の推移』(各年4月)

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
公立保育所定員	3,330	3,330	3,430	3,430	3,450	3,470	3,530	3,580	3,580	3,580	3,580
前年度比(人)	0	0	100	0	20	20	60	50	0	0	0
公立保育所数	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
私立保育所定員	1,990	2,079	2,109	2,364	2,499	2,579	2,649	2,914	3,154	3,189	3,464
前年度比(人)	0	89	30	255	135	80	70	265	240	35	275
私立保育所数	18	18	19	20	23	24	24	27	31	32	34
公・私立保育所定員	5,320	5,409	5,539	5,794	5,949	6,049	6,179	6,494	6,734	6,769	7,044
前年度比(人)	0	89	130	255	155	100	130	315	240	35	275
累計(人)	0	89	219	474	629	729	859	1,174	1,414	1,449	1,724
公立・私立保育所数	45	45	46	47	50	51	51	54	58	59	61

表5 『年齢別入所数と待機児童数』(平成22年4月)

年齢	入所数	割合(%)	待機数	割合(%)	保育需要	割合(%)
0歳	499	6.5	64	12.6	563	6.9
1歳	1,135	14.8	244	48.1	1,379	16.9
2歳	1,330	17.4	117	23.1	1,447	17.7
0~2歳	2,964	38.7	425	83.8	3,389	41.5
3歳	1,561	20.3	56	11.0	1,617	19.8
4歳	1,569	20.5	16	3.2	1,585	19.4
5歳	1,569	20.5	10	2.0	1,579	19.3
3~5歳	4,699	61.3	82	16.2	4,781	58.5
0~5歳	7,663		507		8,170	

※待機児童数は、市内認可保育所への入所を希望し、待機となっている児童数

表6 «各月1日現在待機児童数»

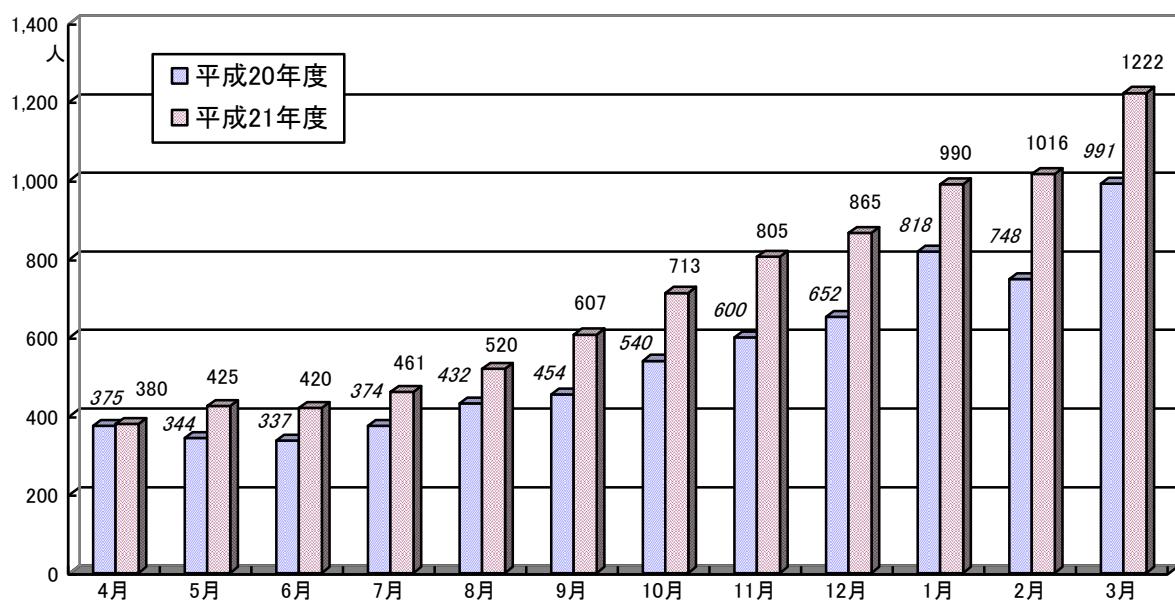


表7 «待機児童の入所申請時の状況» (平成 22 年 6 月 1 日現在)

クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
総 数	110 人	273 人	133 人	56 人	17 人	11 人	600 人
うち育児休業 明けでの申請	49 人 (44.5%)	91 人 (33.3%)	8 人 (6.0%)	2 人 (3.6%)	1 人 (5.9%)	0 人 (0.0%)	151 人 (25.2%)
うち就労内定で の申請	4 人 (3.6%)	19 人 (7.0%)	12 人 (9.0%)	4 人 (7.1%)	2 人 (11.8%)	0 人 (0.0%)	41 人 (6.8%)

※()は、各年齢総数に対する割合

平成 22 年 3 月に策定された「次世代育成支援行動計画（ふなばし・あいプラン）後期計画」（計画期間：平成 22 年度～26 年度）では、保育需要に応じた保育所の整備など、待機児童対策に関する数値目標を掲げています。

表8 «あいプラン・後期計画における待機児童対策にかかる目標数値»

事業内容(指標名)	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
保育所の整備(保育所入所児童数)	7,500 人	7,900 人	8,300 人	8,700 人	9,000 人
家庭的保育事業(委託児童数)	15 人	30 人	45 人	60 人	75 人

市内の認可保育所 61 か所（公立 27 か所、私立 34 か所（分園 3 か所））では、下記のとおり特別保育を実施し多様な保育ニーズに対応しています。

（1）延長保育

就労時間や通勤時間等の関係で通常の保育時間内での送迎が困難な保護者の要望に対応するため、延長保育を公立・私立すべての保育所で実施しています。

公立保育所 通常保育 午前 9 時～午後 5 時

延長保育 午前 7 時～午前 9 時、

午後 5 時～午後 7 時（土曜日 正午～午後 7 時）

私立保育所 各施設で保育の時間帯は異なり、平日の延長保育の終了時刻は午後 7 時から午後 9 時までとなっています。

（2）産休明け保育

生後 57 日目に達した児童の保育を全公立保育所と私立保育所 31 か所で実施しています。

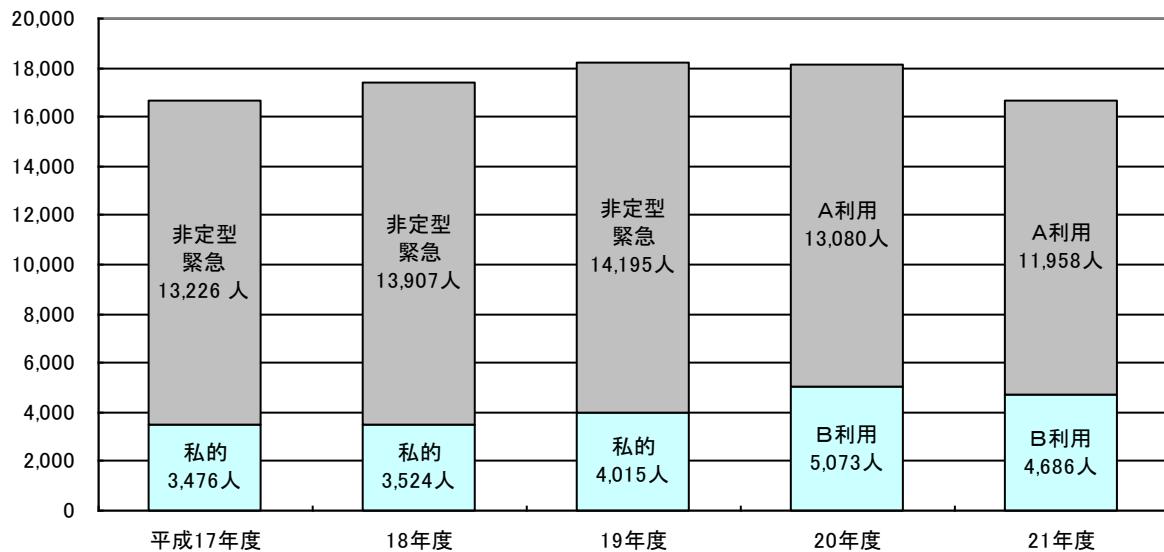
（3）発達支援保育

心身に何らかの障害を持つ児童と持たない児童が、一緒に保育を受ける統合保育の中でお互いが刺激しあい、健やかな発達を目指すことを目的として発達支援保育を行っています。

（4）一時保育（一時預かり事業）

保護者の就労形態の多様化や傷病等、また心理的、肉体的負担を解消するためリフレッシュなどの保育ニーズに対応するため、一時保育事業を行っています。公立保育所 1 か所、私立保育所 13 か所で実施しています。（表 9）

表9 «一時保育利用実績»



<利用区分の説明>

・平成 19 年度まで

非定型…保護者の就労形態等により、育児が困難で一時的に保育が必要となる児童

緊急…保護者の疾病・入院などにより緊急・一時的に保育が必要となる児童

私的…私的な理由や他の事由により一時的に保育が必要となる児童

・平成 20 年度以降

A 利用…保育ができない理由がある場合（保護者の就労や、入院・通院等、従来の「非定型」+「緊急」に該当）

B 利用…リフレッシュの場合（育児疲れのリフレッシュ目的等、従来の「私的」に該当）

(5) 休日保育

市内の認可保育所に通園する児童が、保育所入所と同じ理由により日曜日、休日（1月1日から3日を除く）、年末（12月29日から31日）においても家庭で保育できない場合に保育を行う休日保育を、私立保育所2か所で実施しています。

(6) 病児・病後児保育

市内在住または市内の保育所・幼稚園・小学校（3年生まで）等に通う児童を対象に、入院治療の必要はないが安静を必要とする病気療養中で症状が軽度と判断される場合（病児）や病気の回復期にある場合（病後児）に、保育所等での集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的に預かる病児・病後児保育を市内3か所（医療機関併設2か所、私立保育所併設1か所（病後児のみ））で実施しています。

表10 《市内保育所の各保育事業実施施設数》 (平成22年4月1日現在)

	保育所数	延長保育	産休明け保育	発達支援保育	一時保育	休日保育	病後児保育
公立	27	27	27	27	1	0	0
私立	34	34	31	1	13	2	1
計	61	61	58	28	14	2	1

※上記のほか、病児・病後児保育事業を医療機関併設で2か所実施

保育所の運営や整備に要する経費は、総額で100億円を超え、市の一般会計予算に占める割合も6%を超える規模となっています。（表11）

表11 『保育所費の推移』

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22
保育所費(千円)	9,153,040	9,191,820	9,480,310	9,424,370	9,771,510	10,092,280	10,053,270	11,039,250
前年度比(金額)	114,640	38,780	288,490	-55,940	347,140	320,770	-39,010	985,980
前年度比(%)	1.3	0.4	3.1	-0.6	3.7	3.3	-0.4	9.8
一般会計比(%)	6.5	5.9	6.7	6.4	6.5	6.9	6.7	6.9

公立保育所では、正規職員が減少し、非正規職員が増え、職員の正規比率が低下しているという現状があります（表12）。

表12 『公立保育所正規職員比率』

（各年度4月1日現在）

年度	15	16	17	18	19	20	21	22
公立保育所園児数	3,572人	3,623人	3,626人	3,702人	3,796人	3,731人	3,823人	3,995人
正規職員	470人	475人	490人	487人	478人	467人	459人	455人
非正規職員	145人	144人	143人	149人	184人	208人	223人	239人
合 計	615人	619人	633人	636人	662人	675人	682人	694人
正規比率	76.4%	76.7%	77.4%	76.6%	72.2%	69.2%	67.3%	65.6%

認可保育所の保育料（公立・私立共通）は、所得に応じて年齢区分によって決定されます（表13）。同一世帯の児童が、保育園、幼稚園等に複数入所している場合、そのうち2番目に年長の児童が保育所に入所している場合は、原則としてその保育料が半額となり、3番目以降であれば無料となる多子軽減制度を設けています。

表13 «平成22年度保育料表(抜粋)»

(単位:円)

階層	保護者の税額 (世帯の合計額を基準にします)		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0
B	市民税非課税世帯		0	0	0
C1	市民税均等割のみ課税		7,800	5,250	5,250
C2	市民税所得割 5,500 円未満		8,850	6,300	6,300
C3	市民税所得割 5,500 円以上		10,100	7,550	7,550
D1	所得税 19,000 円未満		15,000	10,800	10,800
D2	19,000 円以上 40,000 円未満		20,100	14,900	14,900
D3	40,000 円以上 50,000 円未満		25,000	18,600	18,300
D4	50,000 円以上 63,000 円未満		29,000	21,300	20,500
D5	63,000 円以上 75,000 円未満		33,400	24,700	23,700
D6	75,000 円以上 103,000 円未満		37,000	24,700	23,700
D7	103,000 円以上 128,000 円未満		42,700	28,100	26,500
D8	128,000 円以上 178,000 円未満		48,200	28,100	26,500
D9	178,000 円以上 253,000 円未満		52,500	28,100	26,500
D10	253,000 円以上 413,000 円未満		54,900	28,100	26,500
D11	413,000 円以上 553,000 円未満		57,500	28,800	26,900
D12	553,000 円以上		60,000	28,800	26,900

<認可外保育施設>

市内には、平成 22 年 4 月現在、27 か所設置され、定員の合計は 839 人です。認可外保育施設では、それぞれの施設において、独自に入所児童や保育料を決定していますが、公的な補助が少ないため保育料の設定が比較的高くなっています。認可外保育施設には、保育に欠けているにもかかわらず、認可保育所に入所できずに通園している児童がいることから、待機児童対策及び少子化対策の一環として、一定の条件を満たした認可外保育施設に通園する児童の保護者に対して保育料の一部を補助し、負担軽減を図っています（表 14）。

補助金額：保護者が負担した保育料月額に 1/2 を乗じて得た額と年齢別に定めた補助限度額を比較して低い方の額を交付する。

補助限度額 3 歳未満児 22,000 円 3 歳以上児 9,000 円

表 14 «認可外保育施設通園時補助金平成 20 年度の交付状況(件数及び金額)»

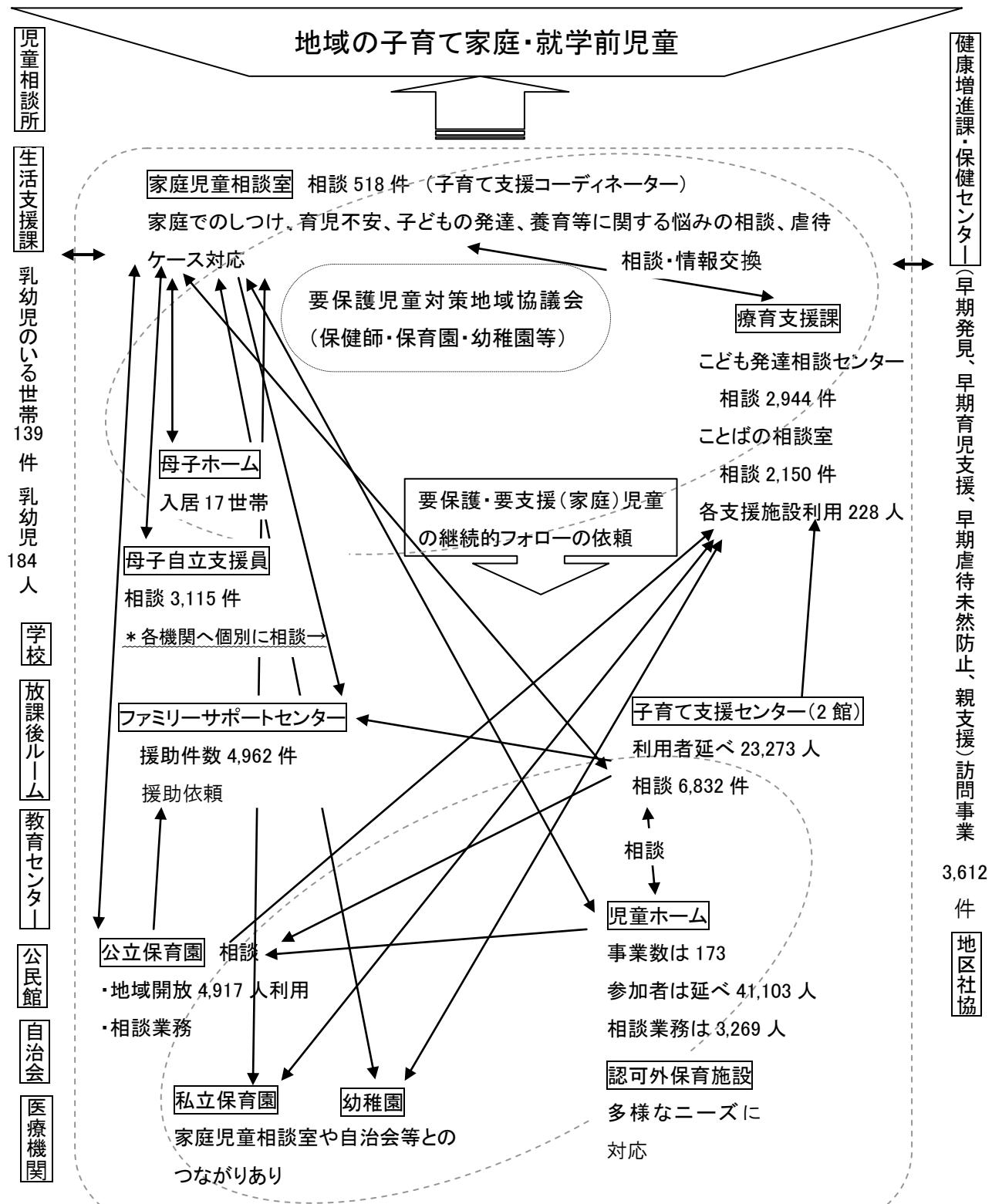
区分	補助限度額	合計	月平均
3 歳未満児	22,000 円	3,100 件	258.3 件
3 歳以上児	9,000 円	1,263 件	105.3 件
合計	—	4,363 件	363.6 件
交付金額計	—	79,048,800 円	6,587,400 円

<私立幼稚園における預かり保育>

市内には、私立幼稚園 45 園が設置され、平成 21 年 5 月 1 日現在 10,281 人の児童を受け入れています。私立幼稚園における預かり保育については、平成 21 年 4 月 1 日現在 30 園で実施され、園により午後 4 時から午後 6 時 15 分までの利用となっています。

平成 21 年度に実施された新たな保育所保育指針により、保育所の役割として、在宅で不安を抱えながら子育てをしている保護者への身近で気軽な相談体制、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援など、保護者支援や地域の家庭への支援が新たに求められるようになりました。

現在の地域の子育て支援



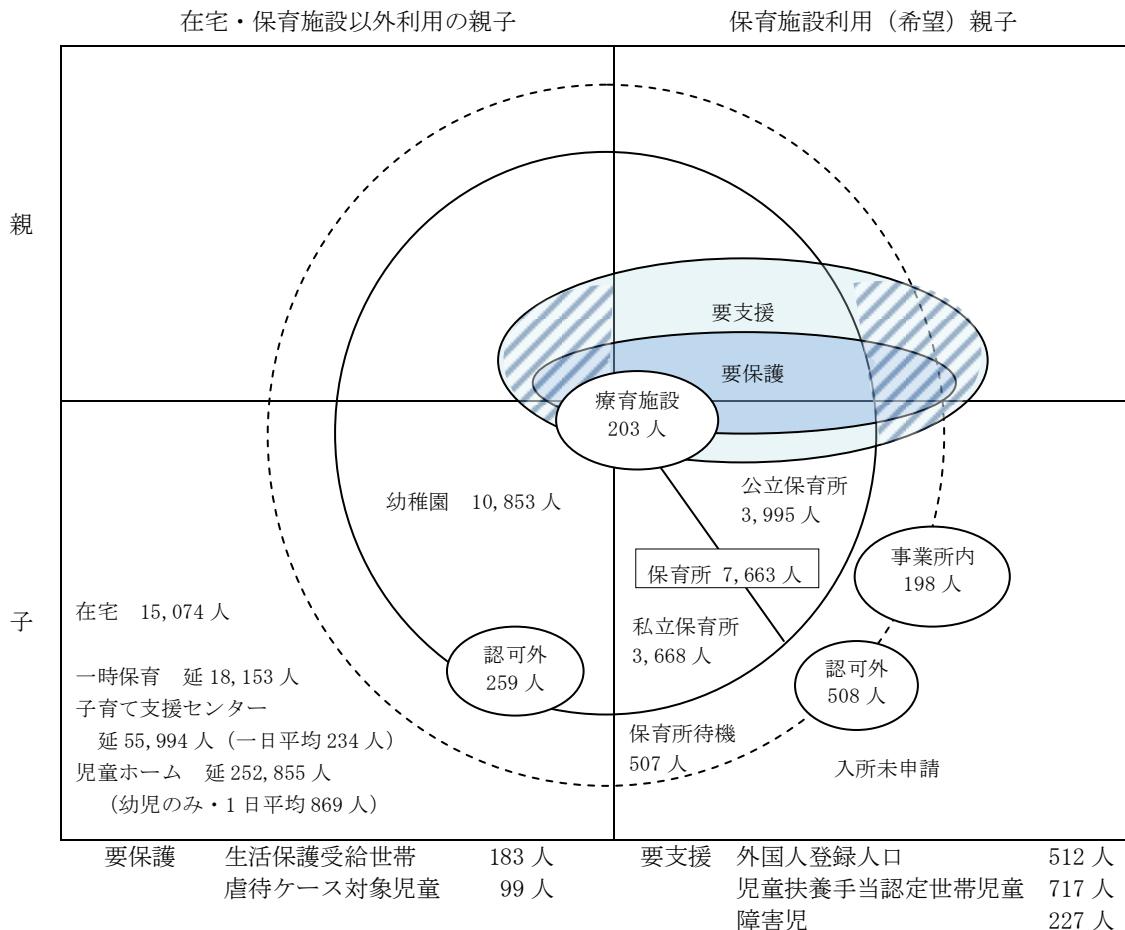
生活保護を受けていたり、外国人、ひとり親など、支援を必要とする家庭の児童数、その中で保育所に入所している人数は表15のとおりです。保育所に入所している児童の20%近くが、これらの状況にあることが分かります。

表15 『生活保護受給世帯・虐待ケース・外国人世帯・ひとり親世帯の児童及び障害児数』(単位:人)

		市全体	保育所		備考
			公立	私立	
生活保護受給世帯		183	117	70	47 保育所入所率 64%
虐待ケース対象児童		99	43	29	14 保育所入所率 43%
外国人世帯	母が外国人		101	66	35 市全体の数値は、0~5歳の外国人登録人口
	父が外国人		103	66	37
	父母ともに外国		128	74	54
	計	512	332	206	126
ひとり親	母子	717	707	364	343 市全体の数値は、H22.4.1 現在の児童扶手当認定世帯(母子家庭)の就学前児童数
	父子	0	44	21	23 保育所入所児童数は、祖父母との同居世帯を含む
	計	717	751	385	366
障害児		227	69	61	8 市全体の数値は、身体障害者手帳又は療育手帳所持者数
計		1,738	1,312	751	561 保育所入所全体の 17.1%

※市全体、保育所入所数いずれも重複が含まれる。(平成22年4月1日現在)

○概念図



公立保育所の多くが昭和40年頃から50年半ばに建設されて、建築後30年以上経過している施設が6割を超えており、老朽化が進んでいます。これまで計画的に行ってきました改修工事に加え、耐震補強工事や改築、根本的な改修が必要になっています。

平成20年5月に策定された市耐震改修促進計画では、保育所は、耐震化を優先的に実施すべき優先指導建築物に指定されています。平成21年度に実施した耐震診断によると、早急に建て替えや耐震補強が必要な（Is値0.3未満）施設は、公立保育所4か所と南本町子育て支援センターの5か所となりました。平成27年度までに整備が必要な（Is値0.3～0.6未満）施設は、公立保育所14か所と高根台子育て支援センターの15か所となり、今後、耐震整備に多額の経費が必要となります（表16）。

表16 〈耐震診断の結果、建て替えや補強が必要な施設〉

施設名	建物概要		Is値	整備時期
	築造年	構造		
金杉台	昭和47年	鉄骨造	0.15	平成22年度
中央	42年	鉄骨造	0.19	22～23年度
夏見第一	46年	鉄骨造	0.20	22～23年度
		RC	0.65	
二和	45年	鉄骨造	0.29	22～23年度
三山	47年	鉄骨造	0.31	24年度以降
湊町	48年	鉄骨造	0.32	同上
		RC	1.25	
習志野台第一	43年	RC一部鉄骨造	0.73	同上
		RC	0.35	
海神第一	43年	鉄骨造	0.37	同上
若葉	41年	鉄骨造	0.43	同上
緑台	50年	鉄骨造	0.51	同上
高根	49年	RC	0.32	同上
浜町	55年	RC	0.41	同上
小室	54年	RC	0.47	同上
宮本第一	46年	RC	A棟 0.49 B棟 1.55	同上
若松	49年	RC	A棟 0.51 B棟 2.82	同上
習志野台第二	47年	RC	0.55	同上
本町	52年	RC	0.55	同上
宮本第二	49年	RC	0.59	同上
南本町子育て支援センター	42年	RC	0.22	22～23年度
高根台子育て支援センター	41年	RC	0.48	24年度以降

※構造耐震指標(Is値)：地震の震動及び衝撃に対し建物が安全かどうかを示す指標。

Is値0.3未満⇒地震(震度6強)の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い

Is値0.3以上0.6未満⇒地震(震度6強)の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある

Is値0.6以上⇒地震(震度6強)の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い

【船橋市の子育て支援施設】 平成 22 年 4 月 1 日

面積 85.64 km²

広がり 東西 13.86 km 南北 14.95 km

人口 598,213 人 6 歳未満人口 34,246 人 (5.7%)
(住民基本台帳人口)

保育所 61 か所・分園 3 か所 幼稚園 45 園

児童ホーム 20 館 子育て支援センター 2 館

【北部地区】

面積 27.96 km²

人口 105,758 人

6 歳未満人口
5,618 人 (5.3%)

保育所 7 か所
・分園 1 か所
(一時保育 2 か所)

幼稚園 7 園

児童ホーム 4 館

【西部地区】

面積 15.14 km²

人口 138,384 人

6 歳未満人口
9,080 人 (6.6%)

保育所 16 か所
(一時保育 5 か所)

幼稚園 9 園

児童ホーム 4 館

【中部地区】

面積 10.93 km² 人口 80,398 人

6 歳未満人口 3,950 人 (4.9%)

保育所 14 か所・分園 1 か所
(一時保育 2 か所)

幼稚園 11 園 児童ホーム 4 館

子育て支援センター 1 館

【南部地区】

面積 15.44 km²

人口 107,161 人

6 歳未満人口
6,482 人 (6.0%)

保育所 13 か所
(一時保育 1 か所)

幼稚園 6 園

児童ホーム 3 館

子育て支援センター 1 館

【東部地区】

面積 16.17 km²

人口 166,512 人

6 歳未満人口
9,116 人 (5.5%)

保育所 11 か所
・分園 1 か所
(一時保育 4 か所)

幼稚園 12 園

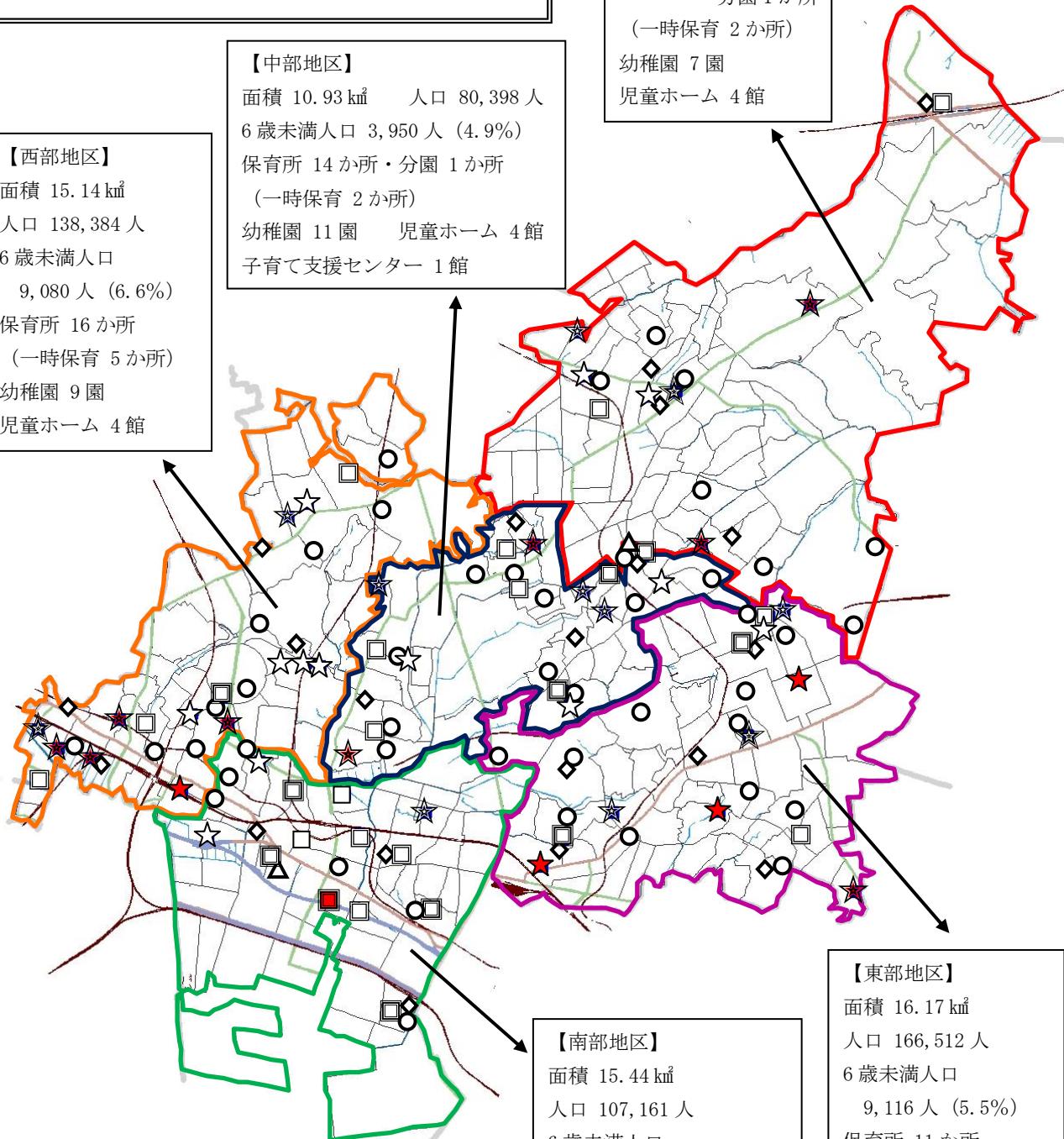
児童ホーム 5 館

□…公立保育園(一時保育実施園は塗りつぶし)
定員: □ ~89 人、 □ 90~120 人、 □ 121 人~

★…私立保育園(一時保育実施園は塗りつぶし)
定員: ★~89 人、 ★ 90~120 人、 ★ 121 人~

○…幼稚園 ◇…児童ホーム

△…子育て支援センター



船橋市保育のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市の子育ち・子育て環境の変化を踏まえ、これから船橋市の保育のあるべき姿について検討することを目的として設置する船橋市保育のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)について定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、市長に報告するものとする。

- (1) 今後の船橋市の保育のあり方に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 保護者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は、会長より付議された事項について、調査及び検討し、その結果を会長に報告する。

(公務災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部保育計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

船橋市保育のあり方検討委員会委員名簿

区分		氏名	備考
1号委員	有識者	森田明美	会長
		菊池馨実	
		中原美恵	副会長
		飯島誠一	
2号委員	子育て支援関係者	田中衛	
		生田邦彦	
		鈴木淑子	
		上杉美代子	
		柴田炤夫	
		石井加代子	
		木野内由美子	
		佐藤美保子	
		黄木祥久子	
3号委員	保護者	小関尚子	
		大岩弘己	